R05-18　農業委員会研修テキスト３　農地関連法制度　第４版

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　目 | 改訂概要 |
| 2  4  6 | １　農業経営基盤強化促進法等  2022年改正の概要  １）「地域計画」の策定と「目標地図」の  素案作成  　２）農地の集約化等  　３）「農業を担う者」の確保・育成 | （新　設）  ・「地域計画」の策定に向け「協議の場」を設け、地域農業の将来の在り方や農地の効率的利用などを協議すること、農業委員会は農業者の農地利用の意向などを勘案して「目標地図」の素案を作成すること等を説明  （新　設）  ・農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が統合し、「農用地利用集積等促進計画」（促進計画）に一本化されたこと、促進計画を定めるときは農業委員会の意見を聴くこと、農業委員会は農地所有者等に農地中間管理機構への貸し付けを積極的に促すこと等を説明  （新　設）  ・農業経営基盤強化基本方針・基本構想に「農業を担う者の確保及び育成」に関する事項等が追加されたこと、都道府県が「農業経営・就農支援センター」を整備し、経営サポート・就農サポートを一括して実施すること等を説明 |
| 7  8  9  10  11  12 | ２　農業経営基盤強化促進法（基盤法）の概要  １）農業経営基盤強化促進法における  農業委員会の役割  　２）認定農業者制度について  　３）認定新規就農者制度について | （最長２年間の経過措置があるため、旧制度の内容を記載）  （改正法に基づき、現行制度の内容を記載）  ・「農業を担う者」として「地域計画」に認定農業者等の担い手の位置づけが重要になること、農地集積に向けた関係機関の積極的な支援が必要になること等を追加  ・認定農業者の新たなメリットとして「農業用施設整備に係る農地転用審査手続きのワンストップ化」及び「日本政策金融公庫による資本性劣後ローンの貸付け措置」を追加  （改正法に基づき、現行制度の内容を記載）  ・「農業を担う者」として「地域計画」への位置づけを積極的に行うこと、青年等就農計画に記載された経営規模を目標年度までに達成できるよう農地集積を促進することを追加  ・「認定新規就農者に対する主な支援措置」を更新 |
| 13 | ３　農用地利用集積計画による権利設定 | （最長２年間の経過措置があるため、旧制度の内容を記載） |
| 15  17 | ４　農地中間管理事業の推進に関する  法律（中間管理法）の概要 | （最長２年間の経過措置があるため、旧制度の内容を記載）  ・「令和５年４月１日以降は、農用地利用配分計画の作成や借受希望者の募集は行われません」との注釈を追記 |
| 18  21 | ５　農業振興地域の整備に関する法律  　　（農振法）の概要  　２）農用地区域の設定および変更  （３）農用地区域からの除外の基準 | ・「②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」を追加 |

※）上記の他にも、内容・表記の見直しを行っています。